

## 物品売買単価契約

### (総 則)

第1条 物品名、規格、価格、契約期間、納入場所等は表記のとおりとし、日本国の法令を遵守し、本契約を履行しなければならない。

### (納入方法)

第2条 受注者は表記の契約期間中、発注者の発注があるごとに表記の価格により、その都度指定する期日までに物品を納入するものとする。

この場合、受注者は、直ちに納品書をもって、その旨を発注者に通知するものとする。

### (検 査)

第3条 発注者は、前条の通知を受けたときは、直ちに受注者の立会いのもとに検査（検量）を行うものとする。

2 受注者は、正当な理由がなく検査（検量）に立会わなかった場合は、検査（検量）の結果について異議を申し出ることができない。

3 検査（検量）の結果、不良品があるときは、受注者は、物品を遅滞なく引き取り、発注者の指定する期日までに良品を納入するものとする。また不足があるときも、受注者は発注者の指定する期限までに、不足分を納入するものとし、いずれの場合においても前条及び前項の規定を準用する。

4 発注者は、必要に応じ、受注者の立会いのうえ、物品の品質等に関し検査（検査を第三者に委託する場合を含む。）をすることができる。この場合において、検査に直接必要な費用は、受注者の負担とする。

### (損害の負担)

第4条 受注者が不適格品を納入したことにより、発注者に損害を与えたときは、受注者は、発注者にその損害を賠償しなければならない。

### (代金の支払)

第5条 受注者は、納入した数量に相当する代金を発注者の指示に従い、納入の都度または1カ月毎に発注者に請求するものとする。

2 発注者は、前項の規定により適正な請求書を受理したときは、その日から30日以内に当該請求金額を受注者に支払うものとする。

### (権利又は義務の譲渡等)

第6条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継

させてはならない。ただし、発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

(契約の解除)

第7条 発注者は、次の各号の一に該当すると認めるときは、契約を解除することができる。

(1) 受注者が第2条に規定する期日内に納入の見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由なく、受注者がこの契約を完全に履行する見込みがないとき。

(3) 発注者または発注者の指定する職員の指示に従わないとき。

(4) 受注者が契約に違反したとき。

(5) 受注者（受注者が共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に

対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- 2 前項の解除により発注者に損害が生じたときは、受注者は損害賠償の責を負う。  
この場合において、受注者は解除による損害の賠償を発注者に請求することができない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、発注者にやむを得ない理由が生じ、受注者に通知した場合、この契約を解除することができる。
- 4 発注者又は受注者は、必要が生じたときは、双方が協議のうえ、この契約の全部、一部の解除又は変更することができる。

(違約金)

第7条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約及びこの契約に係る変更契約による支払済金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、この契約の目的及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるとき（第2項の規定により第2号に該当するときとみなされるときを除く。）は、この限りでない。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当するときとみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債権者等

(期限の利益の喪失)

第7条の3 第7条の2各号のいずれかに該当するときは、受注者の発注者に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、受注者は発注者に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。

(相殺予約)

第7条の4 この契約に基づき発注者が受注者に対し債務を負担する場合、発注者は、受注者に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。

(単価の改定)

第8条 この契約期間において、経済情勢の激変等により、表記に定める価格が著しく不相当と認められるに至った場合は、発注者と受注者とが協議の上価格を改定することができるものとする。

(費用負担)

第9条 この契約の終結に要する費用及び物品の納入に必要な経費は受注者の負担とする。

(談合行為に対する措置)

第10条 受注者は、次の各号の一に該当したときは、この契約及びこの契約に係る変更契約による代金（単価契約の場合は、支払金額）の10分の2に相当する額を発注者に支払わなければならない。この契約の履行が完成した後においても同様とする。

- (1) この契約に係る入札に関して、受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第6項の不当な取引制限をし、同法第3条の規定に違反する行為がある又はあったとして、同法第49条に規定する排除措置命令、第62条第1項に規定する納付命令又は第64条第1項に規定する競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。
- (2) 受注者が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下又は棄却する判決が確定したとき。
- (3) この契約に係る入札に関して、受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は代理人、使用人その他の従業者）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- (4) その他この契約に係る入札に関して、受注者が前3号の規定による違法な行為をしたことが明白となったとき。

- 2 受注者が共同企業体である場合は、前項各号中「受注者」とあるのは「受注者又は受注者の代表者若しくは構成員」と読み替えるものとする。
- 3 前項の場合において、受注者が解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に第1項の規定による支払の請求をすることができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して第1項の額を発注者に支払わなければならない。
- 4 第1項に規定する場合においては、発注者は、契約を解除することができる。
- 5 前各項の規定は、発注者の受注者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。
- 6 前各項に関する事項については、発注者は訴訟によって解決を求めることができる。

(疑義等の決定)

第11条 この契約に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議のうえ、これを定めるものとする。